

図書館関係法令(抜粋)

H29.10.24 第1回図書館協議会資料

○図書館法(昭和二十五年四月三十日 法律第百十八号)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○図書館法施行規則(昭和二十五年九月六日 文部省令第二十七号)

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

○佐渡市立図書館条例(平成16年3月1日 条例第131号)

第12条 図書館に、法第14条第1項の規定に基づき、図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○佐渡市立図書館条例施行規則(平成16年3月1日 教育委員会規則第35号)

第29条 佐渡市図書館協議会(以下「図書館協議会」という。)に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は図書館協議会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第30条 図書館協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 図書館協議会は、年2回定例に開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時会を開催することができる。

第31条 図書館協議会の会議は、図書館協議会の委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、同一事項について再度招集して半数に達しないときは、この限りでない。

- 2 図書館協議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第32条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、図書館協議会の委員の任期中であってもこれを解嘱することができる。

○図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文科科学省告示第172号）

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、（一）の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。